

第10回 郡上市住民自治推進懇話会 要録

【日時】 平成24年10月30日（火） 午後7：30～9：00

【会場】 八幡町防災センター研修室

【要録】

1. 開会 午後7時30分

2. あいさつ

(市長公室長)

3. 協議事項

1) 用語の定義について 有井委員（副座長兼素案策定委員） 資料1

素案策定委員会において合意された案です。

今後、素案について検討していくなかで用語の定義についてご意見等があれば、その都度協議していきたい。

尚、前回の懇話会においてあがっていた「自治会」については、解説等において示すこととしたい。

2) グループワークについて

①全体説明 興膳委員（素案策定委員） 資料2

資料の中の【経緯及び目的】【素案策定までの予定】について説明。

- ・受け持つ分野に関係する項目について、委員の方々より様式にてご意見を提出いただきます。
- ・委員の方々より提出いただいた意見をもとに、素案策定委員会において叩き台を作成します。
- ・素案委員会の叩き台をもとに各グループで素案をまとめていただきます。
- ・各グループでまとめられた素案を全体会で協議します。

②グループワーク

権利・役割・責務、市民参画・協働、市政運営の3グループ（分野）に分かれ、今後個々で行う作業、グループで行う作業について、素案策定委員よりひととおり説明を行った後、参考資料を見ながら意見交換を行った。

●権利・役割・責務グループ

- ・基本的には参考資料にある項目でよい。
- ・条例の条文に記載できない細かい部分については、解説などで示すことができる。
- ・市民の権利について、海津市などでは①まちづくりへ参加する権利②行政情報を知る権利をベースにしている。
- ・子どもの権利について入れたらどうか。
- ・子どもたちが参加できる環境を整えることについても必要。
- ・郡上市をどうしたいかということを見据える必要がある。
- ・郡上らしさであれば、水や山など環境のことや伝統文化を大切にしたい。
- ・まちづくりについては、権利（することができる）の他に責務や義務（しなければならない）という考え方がある。市政に対しても同じことがいえる。
- ・権利について今までの意見をまとめると、まちづくりへの参加、市政への参加、行政情報を知る権利、行政サービスを受ける権利があげられる。
- ・責務については、参考資料にあるような感じでよいと思う。

●市民参画・協働グループ]

(参加の権利・責務)

- ・参加できるということをうたう必要がある。
 - ・[権利・役割・責務]と重なり調整が必要となる。
 - ・参画や協働を行う場についても明確にする必要がある。
- (意見公募制度)
- ・パブリックコメントについては既に市で実施要綱が制定されている。
 - ・市民からの意見はクレームを含めて重要な情報源である。
 - ・意見公募制度を設けるにしても、言いつばなしではなく氏名を記載することで責任が生まれる。
- (附属機関への参加)
- ・郡上市ではどのような附属機関があるのか。(附属機関：市に属する審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関)
 - ・附属機関への参加ルールを定める必要がある。

- ・現状は市民公募としても応募がない事例が多い。
(住民投票)
- ・具体的には別で定めるとする自治体が多い。
- ・自治基本条例のなかでは、議会や住民の定義など調整や確認が必要となる。
(都市内分権・地域自治区)
- ・自治基本条例では、他自治体例を見ると細かな定めはなく、推進するというような言葉で書かれている。(他の項目とのバランスで、特定の項目のみ事細かに定めることは難しい)
- ・「都市内分権」「地域自治区」について、他自治体の様々な実施例などを参考にするなど、インターネットなどを利用し個々で研究されることも必要。

●市政運営グループ

- ・市政運営について、情報公開等既に条例で定められていることが多い。
- ・自治基本条例には原則的な事項を掲載し、情報公開等条例に準ずることとして掲載したらどうか。
- ・財政運営について、基本的には総合計画に基づいて実施されていると思うが、これはこれで自治条例に掲載しなければならないのか。掲載するのであれば、市民に興味を持ってもらい、学んでもらうことが大切。
- ・行政評価について、例えば要望により道路改良を実施してもらったとする。これにより交通の便は良くなったが、交通量が多くなったため交通安全の面では事故等の増加が懸念される事となる。また、他市へ買い物に行くなどデメリットもでてくる。こういったことも最初に考慮して要望してもらおうよう、市民に学んでもらう仕組みの整備が必要。成果・評価をどこに置くかが重要。
- ・総合計画について、市長が代わって政策方針が極端に変更する事もある。総合計画に基づいて市政運営をしていくためには、誰が計画見直しに参画し議決をするのか等定めておく必要がある。また市民が参画するために、公募によることは重要と思う。参画しやすい規定づくりを自治条例に掲載してはどうか。
- ・参画について、他市ではその方法まで細かく自治条例に掲載しているところもあるし、大きく定めておいて手法は別途規則等で定めているところもある。郡上市ではどうか。
- ・あまり細かくすると、進みにくくなる。大きく定めておいて詳細な手法等は規則で定める方が良いのではないか。
- ・これまでは行政に頼っているところが大きかった。これからは、市民でできる事は出来るだけ市民でやっていかなければならない。こういったことも条例へ盛り込む必要があるのではないか。

3) その他

今井アドバイザーからの意見、感想

[権利・役割・責務について]

- ・市政運営や市民参画、協働にもからんでくるもので、単独で考えるのは難しい部分もある。

[市民参画・協働について]

- ・住民投票については、議会との調整が必要で他条例に定めるとだけする例が多い。

[市政運営]

- ・行政に関連した専門的な文言が多く、一般の方からすると難しい。

[全体的に]

- ・3つの分野に分かれて協議をされているが、それぞれが密接に関係していることから、素案策定委員会でのまとめが重要である。
- ・自治基本条例は制定した後に活用されることが大切である。
- ・今回のグループワークで出された意見などは、条例策定時等においても活用されるべく保存をお願いしたい。

4. 閉会

(副座長) 今回のように委員の皆様がご意見を出し合いながらまとまった自治基本条例が制定されたとすればまさしく市民の手による自治条例となるように思います。本日は遅くまでお疲れ様でした。